

情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定

日本国政府及び北大西洋条約機構は、

日本国及び北大西洋条約機構が、共通の価値観及び世界全体の安全保障上の課題に対する共通の責任感を共有していることを考慮し、

共通の関心を有する政治問題及び安全保障に関連する問題を協議すること並びにこれらの問題に関する協力を拡大し、及び強化することに合意し、

これらに関する実効的な協力は、機微な又は限定的に開示されている情報及び資料の締約者間の交換を伴うことを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

両締約者は、

(i) 他方の締約者の情報又は資料を保護し、及び防護する。

- (ii) (i)に規定する情報又は資料が秘密の指定を受けているものである場合には、当該情報又は資料が、いずれかの締約者がその出所元の情報又は資料に関して定めた秘密指定を保持することを確保し、及び当該情報又は資料を合意された共通の基準で防護する。
- (iii) 交換される情報又は資料を協力活動の枠組み並びに当該協力活動に関連する決定及び決議に定める目的以外の目的のために使用してはならない。
- (iv) (iii)に規定する情報又は資料を当該情報又は資料の出所元の同意なしに第三者に開示してはならない。

第二条

- (i) 日本国政府は、公的任務の遂行に当たって協力活動の下で交換される情報又は資料へのアクセスを必要とし、又はそれにアクセスすることができる自国の国籍を有するすべての者に対して当該情報又は資料へのアクセスを認めるのに先立って、当該者が当該情報又は資料を取り扱う資格を適切に付与されることを約束する。
- (ii) 北大西洋条約機構は、公的任務の遂行に当たって協力活動の下で交換される情報又は資料へのアクセスを必要とし、又はそれにアクセスすることができるすべての者に対して当該情報又は資料へのアクセス

入を認めるのに先立って、当該者が当該情報又は資料を取り扱う資格を適切に付与されることを約束する。

- (iii) 秘密情報取扱資格の決定手続は、個人が秘密の情報又は資料に対して当該秘密の情報又は資料の保護を危うくさせることなしにアクセスすることができるか否かについて決定することを目的とするものとする。この場合において、当該個人が信用できかつ信頼し得るか否かということを考慮する。

第三条

- (i) 北大西洋条約機構保安部（北大西洋条約機構事務総長及び北大西洋条約機構軍事委員会議長の指揮の下に置かれ、かつ、これらの者を代表する機関であつて、北大西洋理事会及び北大西洋条約機構軍事委員会の名において、かつ、それらの権威の下に行動するもの）は、協力活動の範囲において交換される秘密の情報又は資料の保護のための情報保護に係る取決めについて責任を有する。

- (ii) 日本国政府は、北大西洋条約機構保安部に対して同様の責任を有する自国の情報保護に係る当局を通報する。

第四条

日本国政府と北大西洋条約機構の間において、別途の行政上の取決めを作成する。当該行政上の取決めは、特に、交換される情報又は資料についての相互保護の基準及び日本国の情報保護に係る当局と北大西洋条約機構保安部との間における連絡について定めるものとする。

第五条

責任を有する情報保護に係る当局は、日本国政府と北大西洋条約機構との間におけるすべての秘密の情報又は資料の交換に先立って、情報又は資料を受領する締約者が当該情報又は資料の出所元の要請に従って当該情報又は資料を保護する用意があることについて、相互に十分に確認する。

第六条

- (i) この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- (ii) この協定は、一年間効力を有し、一方の締約者が他方の締約者に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。
- (iii) この協定の終了の後においても、他方の締約者のすべての情報又は資料については、この協定の規定に従って保護するものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この協定に署名した。

二千年六月二十五日にブリュッセルで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

横田 淳

北大西洋条約機構のために

アナス・フォー・ラスムセン